（第２号様式）

誓約書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

船橋市長　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者又は代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　閲覧者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（自署）

　　　　年　　月　　日付で申請する住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関して、下記事項を順守することを誓約します。

１．閲覧により知り得た事項は、閲覧申請書に記載した閲覧目的以外には使用しません。

２．閲覧により取得した個人情報を他に提供することや公表することはしません。

３．閲覧により取得した個人情報は、その利用目的を本人の知りうる状態におきます。

４．上記のほか、閲覧により取得した個人情報は、個人情報保護法の規定に従い慎重に取扱い、適正に管理します。

５．転記した書類は、閲覧後１年以内に焼却・溶解等の方法により、個人情報を外部に漏えいさせることなく確実に処分します。また、転記した書類に基づき電子化したデータについては、完全に消去します。

６．閲覧により知り得た事項を外部に漏えいさせない為の対策を講じ、問題が生じた場合の責任は船橋市に一切ないことを誓約します。

７．閲覧に際しては、機器や什器、その他の器具の取扱いに細心の注意を払い、破損・汚損などはしません。

８．転記した書類を複写し又は書類を基に名簿を作成し、不特定多数の者に頒布、販売するような行為は一切行いません。

９．その他閲覧に当たっては、市長の指示に従います。

（注）この制約事項に反したことが明らかになった場合には、住民基本台帳法第５１条により過料に称せられる場合があります。また、個人情報の保護に関する法律の規定により、個人情報取扱事業者が、偽りその他不正の手段により個人情報を取得した場合等には、同法第１７条違反等として、同法第３４条に基づく当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の主務大臣勧告及び命令の対象となり得ます。命令に違反した者は、同法第７４条により、６月以下の懲役又は３０万円以下の罰金に処するとされています。